

障障発0730第1号
平成25年7月30日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の取扱いについて

平成25年度における障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について、障害児施設措置費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

第1 障害児施設措置費関係の改正内容について

1. 事務費関係

（1）公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づき、7月に施行される地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価（算定基準）を設定。

※ 施行後の単価を反映させた月額は（ ）書きで記載。

（2）職員管理費	（平成24年度）		（平成25年度）
常勤・非常勤職員	6,588円	→	6,389円

（3）社会保険料事業主負担金	19.458%	→	19.694%
----------------	---------	---	---------

2. 事業費関係

（1）重度障害児支援加算費（福祉型障害児入所施設）

① 知的障害児	（平成24年度）		（平成25年度）
25%加算分	46,810円	→	46,900円 (45,660円)
30%加算分	56,140円	→	56,300円 (54,780円)

② 自閉症児			
25%加算分	46,810 円	→	46,900 円 (45,660 円)
30%加算分	56,140 円	→	56,300 円 (54,780 円)
③ 盲児			
25%加算分	44,990 円	→	45,080 円 (43,890 円)
30%加算分	53,960 円	→	54,080 円 (52,650 円)
④ ろうあ児			
25%加算分	40,700 円	→	40,790 円 (39,760 円)
30%加算分	48,850 円	→	48,940 円 (47,690 円)
⑤ 肢体不自由児			
	56,140 円	→	56,300 円 (54,780 円)
(2) 強度行動障害特別処遇加算費			
	223,590 円	→	224,130 円 (214,940 円)
(3) 重度重複障害児加算費			
	31,700 円	→	31,800 円 (30,400 円)
(4) 教育費、特別育成費 (特別加算費)			
	59,400 円	→	59,500 円

第2 その他

1. やむを得ない事由による措置費の取扱いについては、児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所において、平成25年4月1日より、児童発達支援センターと同様に、障害児通所支援給付費基準額に食事提供加算を除いたもの及び肢体不自由児通所医療費基準額に通所特定費用を合算した額とされたことから、障害児通所支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、食事の提供が行われた場合、1日につき650円を支給しないこととした。
2. 障害児施設の事務費の保護単価に含まれる管理費、職員の本俸及び職員配置基準等は、別紙のとおりであるので、参考とされたい。

参考	別紙1	平成25年度	管理費単価表
	別紙2	平成25年度	障害児施設職員の本俸基準額表
	別紙3	平成25年度	障害児施設職員の特殊業務手当基準額表
	別紙4		障害児施設職員配置基準
	別紙5	平成25年度	保護単価（1人当たり）表

平成25年度 管理費単価表

(1)事務費の一般分保護単価に含まれている管理費

【本体施設】

定員	①	②	③
	主として知的障害児を 入所させる福祉型障害 児入所施設	主として盲児を入所さ せる福祉型障害児入所 施設	主としてろうあ児を入 所させる福祉型障害児 入所施設
	円	円	円
30人	20,569	18,978	18,872
31～40	17,948	16,418	16,318
41～50	15,333	13,842	13,747
51～60	14,606	13,180	13,096
61～70	13,891	12,552	12,477
71～80	13,164	11,869	11,802
81～90	12,449	11,212	11,162
91～100	11,731	10,561	10,517
101～110	11,572		
111～120	11,422		
121～130	11,264		
131～140	11,110		
141～150	10,902		
151～160	10,865		
161～170	10,765		
171～180	10,675		
181～190	10,579		
191人以上	10,483		

④主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設を併設する場合）

【本体施設】

定員	⑤
	主として知的障害児を 入所させる福祉型障害 児入所施設
	円
10人	45,668
11～20	27,561

⑥主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合）

⑦主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設又は主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合）

【本体施設】

定員	⑧	⑨
	主として盲児を入所さ せる福祉型障害児入所 施設	主としてろうあ児を入 所させる福祉型障害児 入所施設
	円	円
10人	43,659	43,460
11～15	31,325	31,167
16～20	25,152	25,024
21～25	33,403	21,336
26～30	18,978	18,872

⑩主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設に併設する場合）

【併設施設】

定員	⑪ 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
10人	円 33,379
11～20	円 21,970

⑫主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設（主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）

⑬主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設（主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）

【併設施設】

定員	⑭ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	⑮ 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
5人	円 54,861	円 54,803
6～10	円 31,224	円 31,162
11～15	円 23,032	円 23,285
16～20	円 18,938	円 18,872
21～25	円 16,498	円 16,412
26～30	円 14,835	円 14,771

【本体施設】

定員	⑯ 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設
50人	円 17,563
51～60	円 17,054
61～70	円 16,661
71人以上	円 16,086

【本体施設】

定員	⑰ 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設
40人	円 18,595
41～50	円 17,762
51～60	円 16,099
61～70	円 15,060
71人以上	円 14,055

(2)事務費の加算分保護単価に含まれている管理費

【本体施設・併設施設】

①年少幼児加算分		
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	幼児	1,618
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設		

【本体施設】

定員	② 職業指導員 加算分
	円
10人	3,242
11～20	1,618
21～30	1,073
31～40	858
41～50	643
51～60	577
61～70	512
71～80	450
81～90	386
91～100	320
101～110	299
111～120	276
121～130	254
131～140	236
141～150	212
151～160	205
161～170	199
171～180	189
181～190	184
191人以上	178

【本体施設・併設施設】

定員	③ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設等指導員特別加算分
	円
5人	112
6～10	56
11～15	37
16～20	28
21～25	22
26～30	20
31～35	16

- ④主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設（主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）
- ⑤主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設（主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）

【本体施設・併設施設】

定員	⑥ 職業指導員 加算分
	円
5人	6,490
6～10	3,242
11～15	2,160
16～20	1,618
21～25	1,295
26～30	1,073

(注)本体施設であっても併設施設であっても同額

【本体施設・併設施設】

定員	⑦ 心理担当職員 配置加算分	⑧ 看護師配置 加算分	⑨ 児童発達支援管理 責任者専任加算分
	円	円	円
10人	4,134	597	1,577
11～20	2,067	299	789
21～30	1,378	199	526
31～40	1,033	149	394
41～50	827	119	315
51～60	689	100	263
61～70	591	85	225
71～80	517	75	197
81～90	459	66	175
91～100	413	60	158
101～110	376	54	143
111～120	344	50	131
121～130	318	46	121
131～140	295	43	113
141～150	276	40	105
151～160	258	37	99
161～170	243	35	93
171～180	230	33	88
181～190	218	31	83
191人以上	207	30	79

平成25年度 障害児施設職員の本俸基準額表

(単位：円)

区 分	主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	福(4-5) 280,200 (258,428) 福(2-33) 253,400 (233,710)
主任(児童)指導員	福(2-17) 230,112 (212,231)
(児童)指導員	福(2-13) 223,584 (206,211)
職業指導員	福(1-25) 187,884 (178,921)
主任保育士	福(1-37) 206,754 (196,891)
保 育 士	福(1-33) 201,348 (191,743)
事 務 員	行Ⅰ(2-9) 200,000 (190,460)
栄 養 士	医Ⅱ(2-5) 184,500 (175,699)
調 理 員 等	行Ⅱ(1-37) 165,800 (157,891)
介 助 員	行Ⅱ(1-37) 165,800 (157,891)

- (注) 1. () 書きについては、公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成25年1月24日閣議決定)に基づき、7月に施行される地方公務員の給与削減後の本俸基準額表である。
2. 「施設長」欄の主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、上段51人以上、下段50人以下の施設である。
3. 直接処遇職員にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
4. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

平成25年度 障害児施設職員の特殊業務手当基準額

(単位：円)

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,200
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,200
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 職業指導員	3	7,800
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,200
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,200
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 看護師	2	9,400
	(7) 職業指導員	3	7,800
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 主任児童指導員	4	9,200
	(2) その他の児童指導員	4	9,200
	(3) 保育士	4	7,800
	(4) 看護師	2	9,400

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

1. 障害児施設職員配置基準

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介護	調理	計
		長	員	員	士	師	師	士	員	員等		
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30	1	1	8	2 (2)				1	4	17 (2)	
	31 ~ 40	1	1	10	2 (2)				1	4	19 (2)	
	41 ~ 49	1	1	12	2 (2)			1	1	4	22 (2)	
	50	1	1	12	2 (2)			1	1	4	22 (2)	
	51 ~ 60	1	1	14	2 (2)			1	1	4	24 (2)	
	61 ~ 70	1	1	17	2 (2)			1	1	4	27 (2)	
	71 ~ 80	1	1	19	2 (2)			1	1	4	29 (2)	
	81 ~ 89	1	1	21	2 (2)			1	1	4	31 (2)	
	90	1	1	21	2 (2)			1	1	5	32 (2)	
	91 ~ 100	1	1	24	2 (2)			1	1	5	35 (2)	
	101 ~ 110	1	1	26	2 (2)			1	1	5	37 (2)	
	111 ~ 119	1	1	28	2 (2)			1	1	5	39 (2)	
	120	1	1	28	2 (2)			1	1	6	40 (2)	
	121 ~ 130	1	1	31	2 (2)			1	1	6	43 (2)	
	131 ~ 140	1	1	33	2 (2)			1	1	6	45 (2)	
	141 ~ 149	1	1	35	2 (2)			1	1	6	47 (2)	
	150	1	2	35	2 (2)			1	1	7	49 (2)	
	151 ~ 160	1	2	38	2 (2)			1	1	7	52 (2)	
161 ~ 170	1	2	40	2 (2)			1	1	7	54 (2)		
171 ~ 180	1	2	42	2 (2)			1	1	8	57 (2)		
181 ~ 190	1	2	45	2 (2)			1	1	8	60 (2)		
191 ~ 200	1	2	47	2 (2)			1	1	8	62 (2)		
主として自閉症児を入所さ	40	1	1	10	3 (2)	2			1	4	22 (2)	
	41 ~ 50	1	1	12	3 (2)	3	1	1	1	4	26 (2)	
	51 ~ 60	1	1	14	3 (2)	3	1	1	1	4	28 (2)	
	61 ~ 70	1	1	17	3 (2)	4	1	1	1	4	32 (2)	
	71 ~ 80	1	1	19	3 (2)	4	1	1	1	4	34 (2)	

せる福祉型障害児入所施設											
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設及び定員		職 員	施 設	事 務	児 童	保 育	医 師	看 護	栄 養	介 助	調 理	計
		長	員	員	指 導	士	師	師	士	員	員 等	
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30 ~ 35	1	1	7	2 (2)				1	4	1 6 (2)	
	36 ~ 40	1	1	8	2 (2)				1	4	1 7 (2)	
	41 ~ 50	1	1	8	2 (2)				1	4	1 7 (2)	
	51 ~ 60	1	1	10	2 (2)			1	1	4	2 0 (2)	
	61 ~ 70	1	1	12	2 (2)			1	1	4	2 2 (2)	
	71 ~ 80	1	1	14	2 (2)			1	1	4	2 4 (2)	
	81 ~ 89	1	1	16	2 (2)			1	1	4	2 6 (2)	
	90 ~ 99	1	1	18	2 (2)			1	1	4	2 8 (2)	
100	1	1	18	2 (2)			1	1	5	2 9 (2)		
				20	2 (2)			1	1	5	3 1 (2)	
主としてろ	30 ~ 35	1	1	7	1 (1)				1	4	1 5 (1)	
	36 ~ 40	1	1	8	1 (1)				1	4	1 6 (1)	
	41 ~ 50	1	1	8	1 (1)				1	4	1 6 (1)	
	51 ~ 60	1	1	10	1 (1)			1	1	4	1 9 (1)	
					12	1 (1)			1	1	4	2 1 (1)

う あ 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	61	~	70	1	1	14	1 (1)		1	1	4	23 (1)
	71	~	80	1	1	16	1 (1)		1	1	4	25 (1)
	81	~	89	1	1	18	1 (1)		1	1	4	27 (1)
		90		1	1	18	1 (1)		1	1	5	28 (1)
	91	~	100	1	1	20	1 (1)		1	1	5	30 (1)
主 と し て 肢 体 不 自 由 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設		50		1	1	15	1 (1)	3	1	1	4	27 (1)
	51	~	60	1	1	18	1 (1)	6	1	1	4	33 (1)
	61	~	70	1	1	20	1 (1)	6	1	1	4	35 (1)
	71	~	80	1	1	23	1 (1)	6	1	1	4	38 (1)

- (注) ・ 医師の () 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。
 ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。

2. 主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設・障害者支援施設の併設型施設の職員配置基準

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介護	調理	計
		長	員	員	指導員	士	師	師	士	員	員等	
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	11		1	1	4 6		2 (2)			1	4	13 (2) 15 (2)
	20	人	1	1			2 (2)			1	4	

(2) 障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介護	調理	計
		長	員	員	指導員	士	師	師	士	員	員等	
主として知的障害児を入所させる福祉型	11				3 5		1 (1)					4 (1) 6 (1)
	20	人					1 (1)					

障害児入所施設											
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	10	1	1	3	2 (2)				1	4	1 2 (2)	
	11 ~ 15	1	1	4	2 (2)				1	4	1 3 (2)	
	16 ~ 20	1	1	5	2 (2)				1	4	1 4 (2)	
	21 ~ 25	1	1	6	2 (2)				1	4	1 5 (2)	
26 ~ 30	1	1	7	2 (2)				1	4	1 6 (2)		

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

職員		施設	事務	児童指導	保育	医師	看護師	栄養	介助	調理	計
		設	務	導	育			養	助	員	

施設及び定員		長	員	員	士	師	師	士	員	等	
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	5 人				2						2
	6 ~ 10				3						3
	11 ~ 15				4						4
	16 ~ 20				5						5
	21 ~ 25				6						6
26 ~ 30				7						7	

(5) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
主としてろうあ児を入所させる	10 人	1	1		3		1 (1)			1	4	1 1 (1)
	11 ~ 15	1	1		4		1 (1)			1	4	1 2 (1)
	16 ~ 20	1	1		5		1 (1)			1	4	1 3 (1)
	21 ~ 25	1	1		6		1 (1)			1	4	1 4 (1)
	26 ~ 30	1	1		7		1 (1)			1	4	1 5 (1)

る福祉型障害児入所施設											
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員	職 員	施 設	事 務	児 童	保 育	医 師	看 護 師	栄 養 士	介 助 員	調 理 員 等	計
	長 員 員 士	長 員 員 士	員	指 導 員	士	師	師	士	員	等	
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	人										
	5 ~ 10			2							2
	6 ~ 15			3							3
	11 ~ 20			4							4
	16 ~ 25			5							5
	21 ~ 25			6							6
26 ~ 30			7							7	

- (注) ・ 医師の () 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。
- ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	加算費 (25%) 40,790円 (39,760円) (30%) 48,940円 (47,690円) 重度重複障害児加算費 31,800円 (30,400円) 被虐待児受入加算費 37,800円								
主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 360円 乳幼児加算費 20,180円 (19,540円) 日用品費 18,570円 指導訓練材料費 420円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 56,300円 (54,780円) スプリングラー保守管理費 310円 重度重複障害児加算費 31,800円 (30,400円) 被虐待児受入加算費 37,800円 児童発達支援管理責任者専任加算費 7,520円 (7,270円) 小規模グループケア加算費 73,050円 (70,550円)								
主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 日用品費 18,570円 保育士等加算費 20,180円 (19,540円) 乳幼児加算費 20,180円 (19,540円) 指導訓練材料費 420円								

	特別訓練費 800円 重度障害児支援 加算費 56,300円 (54,780円) 重度重複障害児 加算費 31,800円 (30,400円) 被虐待児受入加 算費 37,800円							
主として肢 体不自由児 を入所させ る福祉型障 害児入所施 設	47,340円 重度障害児支援 加算費 56,300円 (54,780円) 重度重複障害児 加算費 31,800円 (30,400円) 被虐待児受入加 算費 37,800円					通所のため の交通 費実費 教科書代 等 4,800円	79,000円 さらに住 居費及び 生活諸費 の経費を 加算 137,510 円	5級地 6,820円 4級地 5,220円 3級地 3,380円 2級地 2,520円 その他の 地域 1,260円
主として自 閉症児を入 所させる医 療型障害児 入所施設	健康保険の療養 費の算定方法及 び入院時食事療 養費の算定基準 に準じて算定し た額 保健衛生費 360円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援 加算費 (25%) 46,900円 (45,660円) (30%) 56,300円 (54,780円) スプリンクラー 保守管理費 930円 被虐待児受入加 算費 37,800円 重度重複障害児 支援加算費 31,800円 (30,400円) 児童発達支援管 理責任者専任加 算費 7,520円 (7,270円) 小規模グルー プケア加算費 73,050円 (70,550円)							
主として重 症心身障害 児を入所さ	健康保険の療養 費の算定方法及 び入院時食事療 養費の算定基準 に準じて算定し							

